

ミバエ類の防除情報

ミカンコミバエ根絶で奄美の
みかん類などの移動自由に

本情報2号で既報のとおり、鹿児島県奄美群島の沖永良部島及び与論島のミカンコミバエの根絶が門司植物防疫所の調査で確認されたため、公聴会を経て植物防疫法施行規則の改正が行われ、5月22日からこの両島についてのミカンコミバエ発生地指定が解除された。既に前年5月に奄美大島、喜界島、徳之島の解除が実現しているので、奄美群島にミカンコミバエが発生してから半世紀、喜界島で撲滅実験事業に着手して13年目で同群島全域からミカンコミバエが完全に根絶されたことになる。

今回の発生地域解除により、これまでまん延防止のため他地域への移動が禁止されていた、かんきつ類の一部、びわ、もも、かき、その他野生寄主等の生果実が自由に移動できるようになった。また、これまで移動する時には消毒が必要であったうんしゅうみかん、けらじみかん、ボンカン、タンカン、すもも、ばんじろう及びくだものといえども消毒せず出荷はいは持ち出しできるようになった。

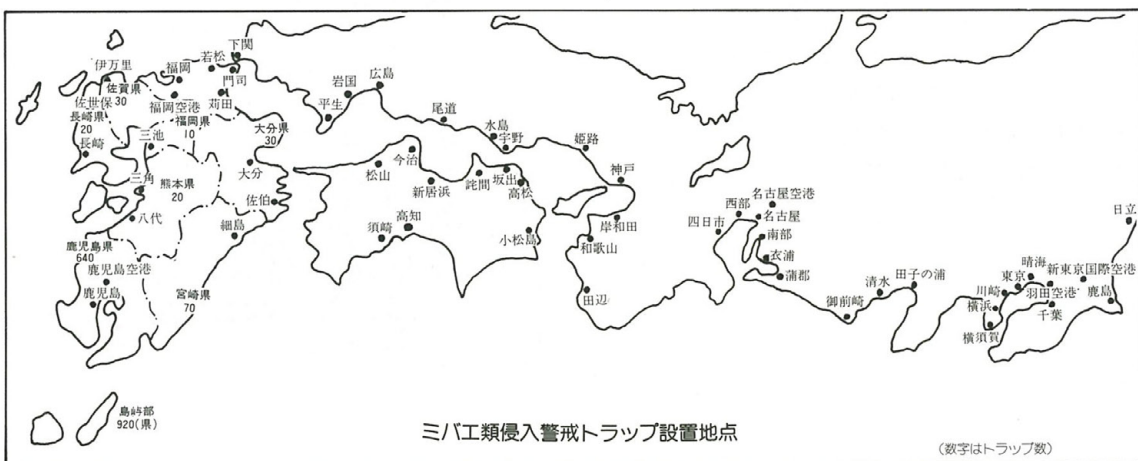
まだ、ウリミバエの関係でウリ類、トマト、なす、パパイヤなど一部農産物の移動規制が残っている

るが、ミカンコミバエの根絶成功により、この虫の被害からの解放と移動規則という出荷障害が撤廃され、今後奄美地区の農業は生産計画の面で選択の自由が得られ亜熱帯の気候条件を生かした農業振興が期待される。

沖縄・小笠原のミカンコミバエ
防除進捗状況

沖縄県 沖縄県におけるミカンコミバエの防除は昭和52年10月から沖縄本島及びその周辺諸島で開始された。当初は誘殺ロープのヘリ投下と誘殺綿棒の地上配置であったが、54年度の防除から残効の長いテックス板に切りかえられた。防除開始前モニタートラップでの誘殺数が、1日1,000トラップ当たり10,000頭をこしたものが、55年3月には0.5頭にまで激減した。特に、重点防除を行つた久米島（一般地域では年7回の投下に対し12回投下）では、54年11月からすでに誘殺ゼロが続いている。

現在まで防除は順調に推移しており、沖縄県の計画によると、57年度中に沖縄群島の防除を終り58年度から、宮古、八重山群島の防除にかかることになっている。予定どおりに進むと、昭和61～62年に沖縄県全域からミカンコミバエが姿を消すはずである。



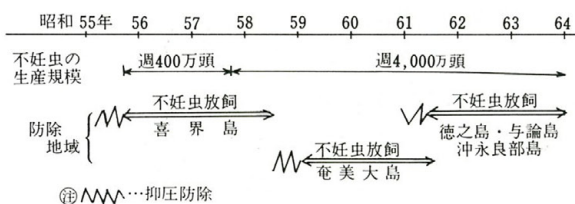
小笠原諸島(東京都) 小笠原におけるミカンコミバエの確認は昭和7年で、サイパン島から侵入したと推定されている。防除は昭和50年4月から開始されたが、これに先き立って行われた試験研究で、誘引剤のメチルオイゲノールに反応しない雄個体の存在する可能性が指摘された。このため小笠原の根絶防除は、奄美、沖縄とは別に、誘殺剤等で可能なかぎり密度を低下させ、最終防除は不妊虫放飼により行う計画となっている。小笠原は、父島、母島、聟島の3列島に分かれるが、父島は防除開始前のモニタートラップ誘殺数が1日1,000トラップ当たり約90,000頭であったものが、誘殺剤防除で現在100~200頭にまで落ちこんでいる。しかし不妊虫切換えの目標数値である20頭にはまだ1けた届かず、さらに果実調査での寄生果率も高く、見透しは予断を許さない。一方、聟島、母島では一足早く不妊虫放飼が行われ、すでにほぼ根絶に近い状態にある。

ウリミバエの防除計画

鹿児島県 昨年、種子島、屋久島、トカラ列島で散発的侵入が発見されたが、緊急防除により、発生は現在奄美群島までの線でおさえられている。発生地では昨年に引きつづき被害軽減のための薬剤防除が行われているが、本年度後半には、喜界島において不妊虫放飼のための密度抑圧防除が開始されることになっている。すでに県は、ウリミバエの大量増殖及び不妊化施設の建設に着手しており、56年度からは喜界島で放飼が開始されるはずである。

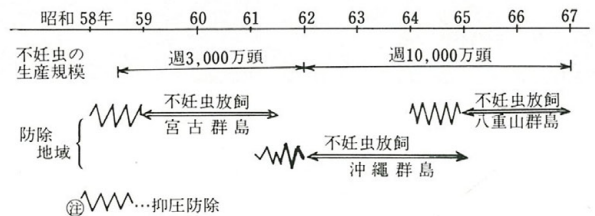
なお、大量増殖、不妊化施設は、名瀬市浦上の鹿児島県農試大島支場内に設置される。

鹿児島県が計画しているウリミバエ長期防除計画は次表のとおりである。



沖縄県 久米島における不妊虫放飼による撲滅実験事業成功のあとをうけて、全県的な根絶防除が計画されており、55年度から那覇市首里の沖縄県農試内に超大量増殖施設と大型不妊化施設の建設に着手する。

沖縄県による長期防除計画は次表のとおりであるが、本格的防除にかかるまでは、誘殺剤、散布剤による被害軽減抑圧防除が実施される。



ミバエ類の侵入警戒調査

昭和45~46年頃から南西諸島においてウリミバエの北上がおこり、それまで宮古、八重山群島に発生が限られていたウリミバエがその後の10年間に800kmも北上するという事態となった。また、ミカンコミバエもそれまで奄美大島を北限としていたが、49年に突如トカラ列島から種子島、屋久島にまで発生がみられ関係者を驚かせた。

両ミバエの発生地拡大を阻止するには、侵入を早期に発見し、定着前に徹底した防除を実施する必要がある、このため誘引剤を利用した調査用トラップを、鹿児島県下の島嶼部及び本土南岸は昭和49年から、その他の九州各県は昭和52年から、主要な地点に配置し調査を開始した。現在トラップ数は、奄美地区が510個、種子、屋久等の島嶼部が410個、鹿児島本土が640個、宮崎、熊本、佐賀、長崎、福岡、大分の6県で180個、九州全体で合計1,740個である。

植物防疫所も門司管内の全海空港で52年からトラップを架設して調査を開始、その後、神戸、名古屋、横浜管内の主要海空港でもトラップを架設し、輸入植物等に伴っての万一の侵入に注意している。現在、関東以南の主要な59の海空港に289個のトラップが配置され調査が継続されている。

(図参照)